

防衛施設などに関する 要望書を提出しました

町長が矢臼別演習場に関する諸問題への対応や別海駐屯地の充実に関する要望のため、5月19日に陸上自衛隊別海駐屯地、23日に陸上自衛隊第5旅団司令部と帯広防衛支局（共に帯広市）、24日に陸上自衛隊北部方面総監部と北海道防衛局（共に札幌市）、6月2日に防衛省（東京都）をそれぞれ訪れ、要望書を提出しました。



山根陸上幕僚副長



岩本防衛大臣政務官

主要要望内容は、道路整備などの事業予算の確保、訓練に伴う騒音対策である住宅防音工事制度の拡充、訓練実施に伴う情報提供、自然環境への配慮、別海駐屯地隊員の増員やさらなる施設整備などです。

今後も、町民の安心安全な生活や自然環境を守るため、自衛隊と地域が連携したまちづくりを進めるためにも、国に対して要望活動を継続して実施します。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2211）

地域おこし 協力隊の募集

本町では地域おこし協力隊を次のとおり募集しています。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

■応募締切

7月29日(金)※当日消印有効

■募集人数

・移住定住推進活動 1名
・文化財活用活動 1名 計3名
・青少年健全育成活動 1名

■募集対象

3大都市圏をはじめとする都市地域などにお住まいの方で、委嘱後、別海町に住民票と生活の拠点を移すことができる方

■給 与

基本給（月額）250,000円

町ホームページ検索キーワード

地域おこし協力隊 採用



問合せ／企画振興担当（内線2214）

令和5年度 根室管内町職員採用資格試験（初級職）のお知らせ

令和5年度の根室管内町職員採用資格試験（初級職）において、本町では次のとおり一般事務職を募集します。

なお、一般事務職以外の職種についても募集する場合がありますので、各町の募集する職種や採用予定人数などの詳細は、町のホームページを確認するか、各町または根室町村会にお問い合わせください。

■受験資格

短大卒業程度または高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有し、平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

■試験方法

教養試験、作文試験、事務適性検査

■試験日

9月18日(日) 午前9時から

■会場

中標津町役場

■受付期間

7月29日(金)まで

■受付時間

午前9時から午後5時

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

■申込み

応募先の町役場へ指定の申込用紙を提出してください。

※郵送の場合は、7月29日(金)までの消印のあるものに限りです。

■問合せ

・各町役場総務課

別海町（総務課人事厚生担当） TEL0153-75-2111

中標津町（総務課職員係） TEL0153-73-3111

標津町（総務課職員担当係） TEL0153-82-2131

羅臼町（総務課職員担当係） TEL0153-87-2111

・根室町村会 TEL0153-22-2369

町ホームページ
検索キーワード

職員採用情報



問合せ／人事厚生担当（内線2114・2115）

情報公開制度と 個人情報保護制度の運用状況

令和3年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度の運用状況（令和4年3月31日現在）

1 情報公開の状況

区 分	公開の請求	処理の状況		
		公 開	部分公開	その他
件数	7件	1件	6件	0件

2 情報公開の請求者別内訳

区 分	人数
町内に住所を有する方	2人
町内に事務所または事業所を有する個人や法人、その他団体	0人
その他上記以外の方	2人
合 計	4人

3 情報公開の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	7件
そ の 他	0件
合 計	7件

4 不服申立ての状況

非公開の決定などに対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申し立てはありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況（令和4年3月31日現在）

1 自己情報の開示請求の状況

区 分	開示の請求	処理の状況		
		開 示	部分開示	その他
件数	0件	0件	0件	0件

2 開示請求の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	0件
そ の 他	0件
合 計	0件

3 不服申立ての状況

非開示の決定などに対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申し立てはありませんでした。

問合せ／総務行政担当（内線2112）

町長の資産などを 公開しています



「政治倫理の確立のための別海町長の資産等の公開に関する条例」に基づき、町長の資産などを公開しています。

なお、令和3年12月31日において保有している資産などについて、新たに作成した資産等補充報告書などの閲覧開始日は、7月1日（金）からです。

■閲覧受付・閲覧場所 役場2階 総務課窓口

問合せ／総務行政担当（内線2111・2118）

町税の徴収の強化について

町税の納付は、法令などにのっとり、納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」滞納者には、納期内納税している方との公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査や差し押さえを随時執行しています。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

本年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査 226件

■債権の差押 5件

（令和4年5月末現在）

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）